

健康福祉常任委員会会議記録（概要）

令和5年12月7日（木）

開 会（午前9時0分）

【議 事】

○議案第131号「所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】な し

【質 疑】

中井委員 昨日の議案質疑でも出ていたが、国民健康保険被保険者の出産の届出は、家族も含めて申請する必要はないということか。

石川国民健康
保険課長 出産の届出につきましては、出産育児一時金の申請で把握しておりますので、届出は必要ありません。

中井委員 国民健康保険税条例第20条の3（3）出産の予定日を記載した届書を市長に提出しなければならないとなっているが、出産予定月と出産月が変わってしまうこともあると思うが、国民健康保険税の減額は出産前から適用されるのか、それとも出産後に遡及して適用されるのか。

石川国民健康
保険課長 事前に申請することはできますので、その場合には予定日で申請することは可能です。申請なしで減額適用する場合については、出産日で判

定します。

中井委員

第20条の3(1)納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号、
(2)出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号とあるが、個人番号は必ず届け出なければならないのか。例えば出産後にパートナーがいなくなってしまうたり、DVであったりだとか、個人番号が分からない場合はどうするのか。

石川国民健康
保険課長

所沢市の国民健康保険の被保険者になりますので、住民記録の情報と結びついておりますから、分からないということは想定していません。

中井委員

第20条(5)その他市長が必要と認める事項とあるが、具体的に何を想定しているのか。

石川国民健康
保険課長

例外的な事項になりますので、例えば海外での出産やこちらのほうで情報が把握できないような事例になります。

中井委員

例えば、海外で出産しましたという届出ということか。

石川国民健康
保険課長

そのとおりです。

中井委員	先ほどの個人番号は必ず届け出なければならないのかとの質疑への回答はどうか。
石川国民健康 保険課長	個人番号はこちらのほうで確認することが可能ですので、届出がなかったとしても大丈夫です。
中井委員	個人番号を届け出たくない人がいたとしても、その点は自動的に確認するということか。
石川国民健康 保険課長	そのとおりです。
中井委員	第20条の3第2項（1）出産の予定日を明らかにすることができる書類、（2）多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類、（3）出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類など、届書の提出に当たり必要な書類が規定されているが、この書類は具体的にどのような書類なのか。
石川国民健康	事前申請ということになりますので、母子健康手帳を想定しています。

保険課長

中井委員

今回の条例改正は、出産されるお母さんの均等割額が減額になると思うが、赤ちゃんの分の均等割額は減額にならないのか。

石川国民健康

出産される被保険者の方のみということになります。

保険課長

中井委員

この部分の規定の施行期日は、令和6年1月1日からの施行ということになるが、例えば、令和5年11月に出産された方については、何月分の保険料から減額が適用されるのか。

石川国民健康

令和5年11月の出産ということになりますと、令和6年1月分のみが減額になります。

保険課長

中井委員

令和5年12月の出産だとどうか。

石川国民健康

令和6年1月と2月の2か月分が減額となります。

保険課長

中井委員

事前申請をしていた方が死産になってしまった場合は、どのような取

扱いになるのか。

石川国民健康
保険課長 死産になった場合でも一定の週数を超えた場合に出産育児一時金の支給対象となりますので、そういった場合には対象となってまいります。

中井委員 賦課限度額についてだが、国民健康保険というのは、社会保障制度の中でも中心的な役割を担っていると思います。消費税は導入時から社会保障の財源とされているが、議案資料ナンバー1の148ページ、法定賦課限度額（国）の推移は、消費税が反映されているというようなものではない。消費税が上がっているのに、保険料もどんどん上がってしまっている。国民の負担ばかりが増えてしまっていると思うが、国の補助率を上げるよう、国に要望等を出しているのか。

石川国民健康
保険課長 広域化以降、国のほうから3,400億円の公費負担が示されたわけですが、こちらについて今後も確実に入れてもらえるよう市長会等を通して依頼はさせていただいています。

中井委員 3,400億円より以前はもっと多かったと思うが、3,400億円以上の公費負担を市から県、国のほうに要望したりすることはしないのか。

石川国民健康
保険課長 国民健康保険の定率の国庫負担割合の話だと思いますが、そちらが3
2%になったのが相当以前の話でして、そちらの部分に関しまして上げ
てほしいという要望は出していません。

中井委員 一般会計からの繰入れがされていると思うが、この5年間で1年間ず
ついくら繰り入れたのか伺う。

石川国民健康
保険課長 運営費繰入金の5年間の金額ということですが、平成30年度がゼロ
円、令和元年度が5,000万円、令和2年度がゼロ円、令和3年度が
ゼロ円、令和4年度が6,000万円となっております。

長谷川委員 昨日の石本議員も議案質疑していたと思うが、国民健康保険加入世帯
数は4万8,883世帯であるが、そのうち何らかの減免措置を受けて
いる世帯の内訳と世帯数の合計はどれくらいか。

石川国民健康
保険課長 令和4年度の数字で申し上げます。7割軽減が1万4,673世帯、5
割軽減が6,019世帯、2割軽減が5,890世帯、合わせて2万6,
582世帯でございます。

長谷川委員 約55%の世帯が何らかの減免措置を受けていることが分かった。国
民健康保険運営協議会の議事録を読むと、国から示された賦課限度額な

ので仕方ないというような意見が見られるが、委員からは賦課限度額の引き上げや制度の問題点などについての議論はなかったのか。また、国から健康保険事業を引き継いだ協会けんぽでは保険料率がどれくらいになるのか。

石川国民健康
保険課長

国民健康保険運営協議会の議論ですが、どうして今回の引き上げがあるのかといった理由や、国の法廷賦課限度額に合わせる必要性があるのかといったことや、これによって財政状況が改善するのかといった質疑がございました。協会けんぽの保険料率ですが、こちらではっきりとした数字は把握していませんが、1,000分の30から1,000分の130までの範囲内で定めるということになっているようです。

川辺委員長

正確な数字は分かっていないということですね。

石川国民健康
保険課長

そのとおりです。先ほど軽減の世帯の割合が55%と話が出ましたが、被保険者の数の分母が時点での被保険者数だと思いますが、軽減世帯の数が令和4年度中に一度でも軽減があった世帯の数なので、分母が時点での世帯数ではなくて、年度中に一度でも課税になった世帯という形にしないとずれてきてしまうので、その数字で申し上げますと令和4年度の加入世帯は5万6,974世帯になり、軽減世帯が2万6,582世帯ですので、割合としては46.7%になります。

長谷川委員

協会けんぽの保険料について、令和4年第4回定例会の健康福祉常任委員会での当時の市川健康推進部次長の答弁だと、本人負担が多い人で5%程度という質疑だったと思うが、所得に占める保険税の割合は11%から12%が平均だが、1,000万円を超える426世帯では約9%の負担割合という逆進性がみられている。所沢市では1,000万円超はひとくくりになっているが、他市での状況はどうなっているのか。

石川国民健康
保険課長

賦課限度額につきましては法定のものになりますので、他市についてもそういった逆進性はあるものと考えております。

長谷川委員

先ほど中井委員の質疑に対する答弁でもあったように、国からの国費が3,400億円ということだったが、その金額というのはどのように算定されているのか。

石川国民健康
保険課長

3,400億円につきましては、平成30年度の国民健康保険の広域化に当たりまして、国が審議の上で決めたものですけども、全国の運営費の繰入金、その当時約3,000億円から4,000億円だったと記憶しておりまして、その金額を公費として入れれば、理屈としては運営費繰入れがなくなるといった議論があったと伺っております。

赤川委員

直近5年の国民健康保険加入者の推移を伺う。

遠藤国民健康
保険課主幹

国民健康保険被保険者数の推移でございますが、平成30年度が7万6,534人、令和元年度が7万3,672人、令和2年度が7万2,243人、令和3年度が7万1,255人、令和4年度が6万6,576人でございます。これらは年度末の人数になります。

赤川委員

これらの推移というのは、高齢化となって加入する人も多いが、減ってきているということも、恐らく民間の健康保険組合等への移行とかあると思うが、このあたりをどのように分析しているのか。

石川国民健康
保険課長

近年の国民健康保険の被保険者の減少は、おっしゃるように社会保険の適用拡大により、社会保険のほうへ移行しているということと、高齢化が進んでおりますので、令和4年度以降は団塊世代が75歳になって、後期高齢者医療制度に移行しておりますので、そこで大きく減っているものと考えます。

赤川委員

今回、賦課限度額を上げることによって、これは広域化になって、運営主体というか責任主体が県ということで決められたものだと思うが、やはりそういう形とは加入者、特にある程度収入があって、保険料を納めている方が脱会していることについて何かつかめているのか。

石川国民健康
保険課長

社会保険の適用拡大により国民健康保険を抜けている方が多いので、やはり担税力のある方が多く抜けているということがございます。

赤川委員

それで賦課限度額を上げるということで、国民健康保険運営協議会も認めざるを得ないということで、もちろん担税力もあるからということだと思うが、今後の運営においてはそういう担税力のある人が減っていくということに関して、市はこの運営どうこうについて権限はないし、これについて国や県は何か意見を言っているのか。これを聞くのは、2018年の国民健康保険制度改革で、広域化の議論をしており、委員会ですいろいろな議論をした。市の負担や国の負担を議論して、法定繰入金と一般会計からの繰り入れということでそれはないと、ゼロもあったけど、入れた時期もあったけどね。これは今まで予測、あの当時6年前いた方がいるかどうかは知らないが、スタートから考えて、国とか県が示した方向で進んできているのか。

石川国民健康
保険課長

国民健康保険の構造的な問題は以前から問題となっておりまして、そのための解決策の一つとして国民健康保険の広域化ということがございました。スケールメリットを生かして、みんなで助け合っていこうというのが広域化の考えですので、平成30年度から広域化となっておりますが、徐々に広域化の目的の真価といいますか、最終的には賦課の方式

等の統一や、県内での税率の統一とか、そういった形を目的としているわけですが、それに向けて少しずつ県のほうで運営方針を定めまして、その方向性に近づくように、県内各自治体が努力している形となっております。

赤川委員

当初の議論からいくとやはり、みんなで支え合うということで、保険料の話も平準化するということだが、今回、賦課限度額を上げるという方向で収まったが、今回、賦課限度額が上がる人数と、全体の加入者の何%に影響を与えるのか伺う。

石川国民健康

今回、影響のある世帯につきましては、1, 125世帯で、全体の2.

保険課長

3%になります。

赤川委員

議案資料にも書かれているが、川越市も狭山市も入間市も越谷市も同様のようだが、賦課限度額に関して他市の議論については調べたことはあるのか。

石川国民健康

議論の内容といたしますか、先ほど申し上げました、県の国民健康保険

保険課長

運営方針では、全ての県内の市町村は最終的に同じ税率にするということを目標としておりますので、賦課限度額につきましても、法定に合わせる方針になっておりますので、基本的にはその方針に合わせる意向で

各自治体は動いているものだと考えています。

粕谷委員

先ほどの質疑の中で、国民健康保険の構造上の問題と言っていたが、具体的にどういう問題があるか伺う。

石川国民健康
保険課長

国民健康保険の構造的な問題ですけれども、被保険者の年齢構成が高く、それに伴い医療費水準が高くなってしまうということと、被保険者の世帯の所得水準が低いということです。あとこれは、所沢市に限らないですが、市町村間で規模の大きさが違うので、市町村格差が大きいということが挙げられます。

【質疑終結】

休 憩（午前9時29分）

※休憩中に協議会を開催

再 開（午前9時32分）

【意 見】

中井委員

議案第131号「所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」日本共産党所沢市議団を代表し、反対の立場から意見を申し上げます。今回の改正案は、後期高齢者支援金等課税賦課限度額を平成20年度12万円だったのが令和5年度は22万円にもなり、賦課限度額の合計は、104万円にもなります。今回の賦課限度額の引き上げ

では、市は低所得加入者への配慮をしていますが、その分、中所得者、高所得者に重くなっています。国民健康保険には、小規模事業者、商売・家族農業をされている世帯も入っていますが、これらの市民にとっては、これだけ物価高騰とともに、10月からのインボイス制度の強行で、実質消費税増税で廃業も迫られるなど、大変厳しい経営になっています。国民健康保険は、無収入、低所得者、74歳までの高齢者の加入で、財政上、厳しい運営となりますので、本来の社会保障制度の役割を持つように、公費の投入は3,400億円にとどまらず、2014年に全国知事会が協会けんぽ並みの保険料負担率を引き下げるために求めた国民健康保険への1兆円の公費投入を求めます。また、1,000万円を超える高額所得者への応能負担と、これからも一般会計からの繰入れを堅持することを求め、反対意見とします。

長谷川委員

議案第131号「所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」会派さきがけを代表し、賛成の立場から意見を申し上げます。

国民健康保険は医療のセーフティネットとしての役割を果たしていますが、高齢者、所得水準の低い世帯が加入しているなど、構造的な課題を抱えています。10年前の法定賦課限度額は77万円でしたが、今議案を可決すれば104万円となり、実に27万円も増税されたこととなります。昨日の議案質疑及び、本日の委員会での質疑を通し、7割軽減

を受けている世帯が1万4,673世帯、5割軽減が6,019世帯、2割軽減が5,890世帯と何らかの軽減措置を受けている世帯は2万6,582世帯と全体の約46.7%に上ることが分かりました。国が運営してきた健康保険事業を引き継いだ協会けんぽに比べても、保険税の負担はとても重く、所得の1割以上を負担しなくてはなりません。これは市民生活を圧迫するものです。しかし、所得が1,000万円以上を超える世帯においては、所得に占める税負担が1割を切るなど逆進性もみられます。国民健康保険運営協議会では、国で示された賦課限度額であるから仕方ないという意見が見られますが、市としては県を通じ、賦課限度額引上げの際は、その都度国からさらなる国費の投入を申し入れ、協会けんぽ並の税負担となるよう強く求め、意見とします。

赤川委員

議案第131号「所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」れいわ新選組を代表し、賛成の立場から意見を申し上げます。

この度の賦課限度額引上げ等につきましては、国が決め、県を通じてきたという形でやむを得ないと思っています。しかし、国民健康保険財政は2018年国民健康保険制度の改革、いわゆる広域化でみんなで支え合う、持続可能性という形でやってきたにもかかわらず、このような形で値上げ、特に法定繰入れに関しまして、まだまだ少ないと思っています。特に今回の議案質疑で、国民健康保険の加入者が少なくなってお

り、特に担税力のある世帯の方が減っているという状況も確認できました。今後の国民健康保険運営につきましては、公平でそして一部の方が負担するのではなく、税負担をもっと増やしていくという形で国民健康保険会計を維持し、さらに高額医療費や支出に関しましても、極力工夫により改善できることを求め、賛成の意見とします。

粕谷委員

議案第131号「所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」市民クラブ未来を代表して、賛成の立場から意見を申し上げます。

そもそも、国民健康保険は制度上、被保険者は低所得者が多い中で、昨今の医療の高度化などから、一人当たりの医療費の増加が続いているという構造的な問題があります。そうは言っても国民健康保険会計は特別会計であり独立採算制でもあります。しっかりと歳入の確保もしなければならぬわけです。そのような中で、今回の国民健康保険税の改正、賦課限度額の引き上げですが、埼玉県の運営方針に基づき、国が定めた法定賦課限度額に合わせるための改正でもあります。負担を求めることは非常に心苦しいことではありますが、被保険者の高齢化や医療の高度化などにより、さらなる医療費の増加も予測される中、保険税の負担の公平を図る観点からすると、負担能力に応じた保険税を求めていくことは、歳入の確保を図る上で止むを得ないものと判断し賛成といたします。なお、引上げについては、従来、低所得層には軽減制度がある一方で、

中間所得層の税負担が大きくなっている中、高所得層に負担を求めることとしている改正であり理解するものです。

【意見終結】

【採 決】

議案第131号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩（午前9時39分）

※休憩中に協議会を開催

再 開（午前9時51分）

○請願第4号「加齢性難聴問題に対する所沢市の施策を充実してください」

中井委員

請願第4号ですが、紹介議員の大館隆行議員、石本亮三議員、小林澄子議員と請願者の八木多美代氏をお呼びして意見を伺いたい。

川辺委員長

請願第4号については、会議規則第138条の規定に基づき、紹介議員の大館隆行議員、石本亮三議員、小林澄子議員に説明を求め、また地方自治法第109条第5項の規定に基づき、参考人として八木多美代氏の出席を求め、意見を伺うこととしてよろしいか。

(委員了承)

○請願第5号「未成年者に対するあらゆるmRNAワクチンの接種券を対象者への一斉交付ではなく、申請者にのみ交付することを求める請願」

○請願第6号「所沢市における新型コロナの実態並びにワクチンの副反応及び後遺症の実態を市のホームページ等に掲載し、市民が正しく自己判断できるよう、開示することを求める請願」

川辺委員長

請願第5号と請願第6号については、一括議題としてよろしいでしょうか。

(委員了承)

山口委員

請願第5号及び請願第6号ですが、紹介議員の斉藤かおり議員から説明してもらいたい。

粕谷委員

この請願に対して、紹介議員のみを呼んで審議することについては、紹介議員とは調整済みか。

川辺委員長

調整済みです。

川辺委員長

請願第5号及び請願第6号については、会議規則第138条の規定に基づき、紹介議員の斉藤かおり議員に説明を求めることとしてよろしい

か。

(委員了承)

○請願第7号「重度障害者の就労に関する請願」

斎藤委員

請願第7号ですが、紹介議員の斎藤かおり議員、谷口雅典議員と請願者の八木椎奈氏をお呼びして意見を伺いたい。

川辺委員長

請願第7号については、会議規則第138条の規定に基づき、紹介議員の斎藤かおり議員、谷口雅典議員に説明を求め、また地方自治法第109条第5項の規定に基づき、参考人として八木椎奈氏の出席を求め、意見を伺うこととしてよろしいか。

(委員了承)

請願第4号及び請願第5号、請願第6号、請願第7号については、審査を保留し、明日12月8日の常任委員会審査日、午前9時から全員協議会室において委員会を開催し、本日に引き続き審査を行います。

散 会 (午前10時0分)